

【表紙】
【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】 関東財務局長
【提出日】 令和2年3月2日
【発行者名】 UTI インターナショナル(シンガポール)プライベート・リミテッド
(UTI International(Singapore)Private Ltd.)
【代表者の役職氏名】 最高経営責任者兼取締役 プラヴィーン・ジャグワニ
(Praveen Jagwani, CEO and Director)
【本店の所在の場所】 シンガポール 048617、#08-02 ブハラト・ビルディング、ラッフルズ・プレース 3
(3 Raffles Place, #08-02 Bharat Building, Singapore 048617)
【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
【電話番号】 03(6212)8316
【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 ホライズン・トラスト - 南アフリカ・ランド・マネー・マーケット・ファンド
(Horizon Trust - South African Rand Money Market Fund)
【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券の金額】 200億ランド(約1,528億円)を上限とする。
【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

(注)ランドの円貨換算は2019年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ランド=7.64円)による。

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年9月30日付をもって提出した有価証券届出書 (2019年12月26日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。) (以下「原届出書」といいます。) につきまして、2020年3月2日付でファンドの保管銀行が事業譲渡にともない変更されますのでこれに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正の内容】

(注) 下線の部分は、訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

< 訂正前 >

(前略)

(9) 払込期日

投資者は取引日の日本における翌営業日までに外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、販売会社に申込金を支払う。申込金額の総額は、販売会社によって、ファンドの保管銀行であるスミトモ・ミツイ・トラスト (ユーケー) リミテッドのファンドの口座に取引日の翌営業日までにランド貨で払い込まれる。

(中略)

(12) その他

(中略)

申込みの方法

(中略)

申込金額は、販売会社により通常取引日の日本における翌営業日に保管銀行であるスミトモ・ミツイ・トラスト (ユーケー) リミテッドのファンド口座に、ランドで払込まれる。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

(9) 払込期日

投資者は取引日の日本における翌営業日までに外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、販売会社に申込金を支払う。申込金額の総額は、販売会社によって、ファンドの保管銀行である三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店^(注)のファンドの口座に取引日の翌営業日までにランド貨で払い込まれる。

(注) 保管銀行であったスミトモ・ミツイ・トラスト (ユーケー) リミテッドは、2020年3月2日に三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店に全事業を譲渡した。2020年3月2日以降の保管銀行は三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店である。以下同じ。

(中略)

(12) その他

(中略)

申込みの方法

(中略)

申込金額は、販売会社により通常取引日の日本における翌営業日に保管銀行である三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店のファンド口座に、ランドで払込まれる。

(後略)

第二部 ファンド情報

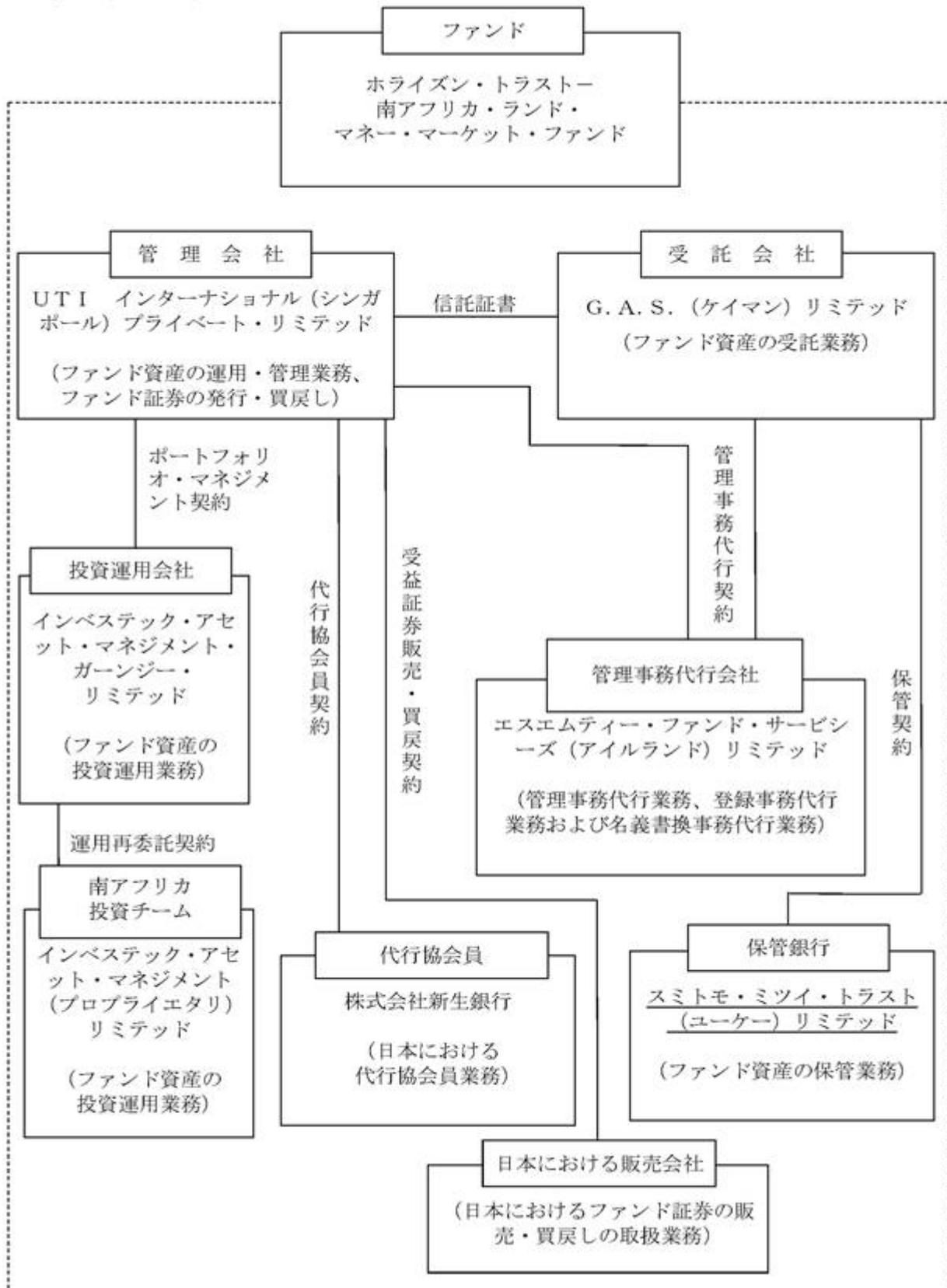
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み

< 訂正前 >

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
----	------------	--------

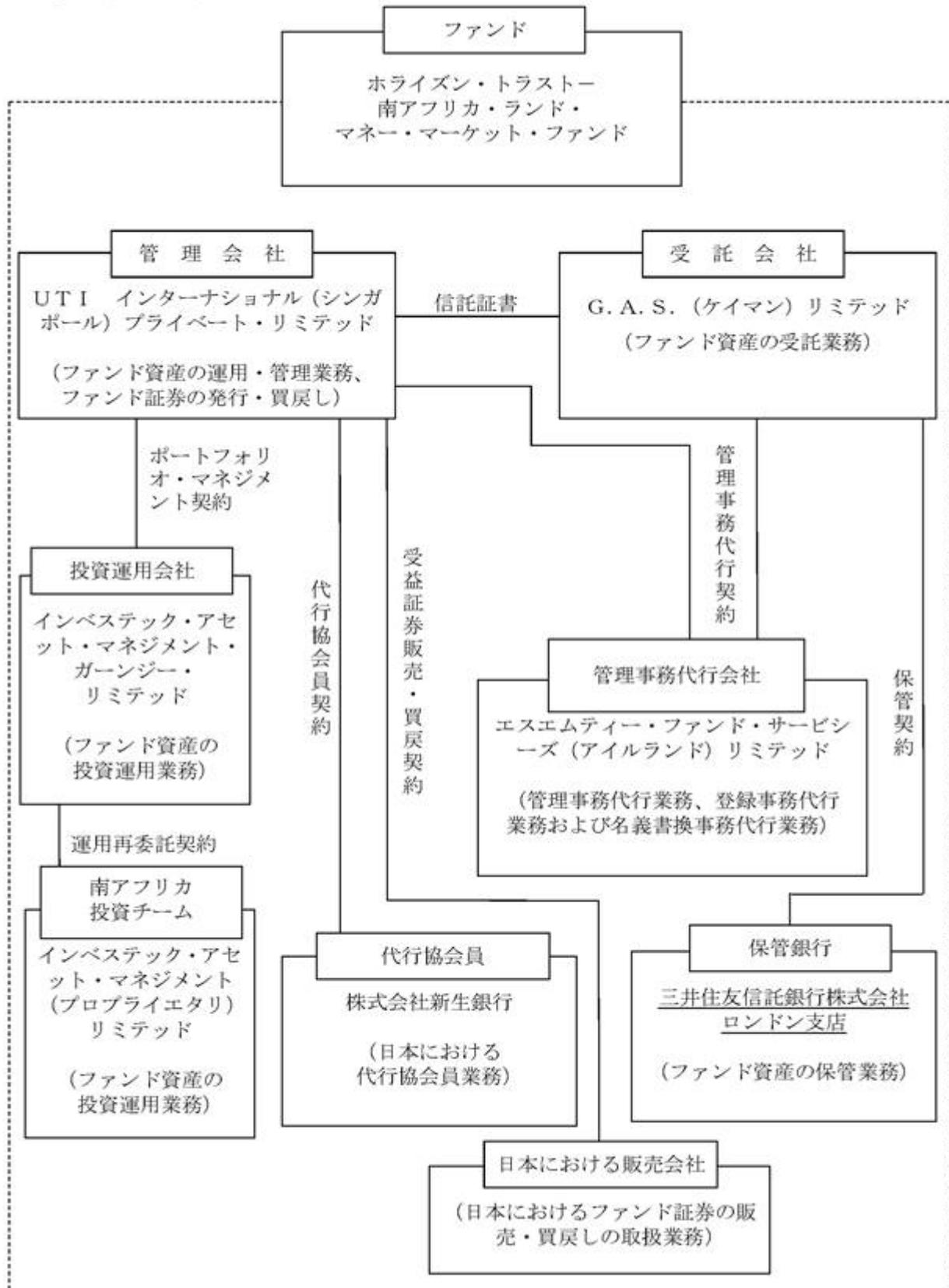
(中略)

スミトモ・ミツイ・トラスト (ユーケー)リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited)	保管銀行	受託会社との間の2008年10月17日付保管契約(注4)に基づき、ファンド資産の保管業務を行う。
---	------	--

(後略)

<訂正後>

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
----	------------	--------

(中略)

<u>三井住友信託銀行株式会社</u> <u>ロンドン支店</u> <u>(Sumitomo Mitsui Trust Bank,</u> <u>Limited, London Branch)</u>	保管銀行	受託会社との間の2008年10月17日付保管 契約(2020年3月2日付で変更済) ^{(注} ⁴⁾ に基づき、ファンド資産の保管業務を 行う。
---	------	--

(後略)

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

4 スミトモ・ミツイ・トラスト(ユーケー)リミテッド(「保管銀行」)

(Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited)

(1) 資本金の額

2019年7月末日現在、1,784,806英ポンド(約2億3,554万円)

(2) 事業の内容

保管銀行は、1986年に英国において設立され、同社の最終的な親会社は三井住友トラスト・ホールディングス株式会社である。保管銀行は英国において保管業務を行うことを英国金融行為監督機構から認められている。

(後略)

<訂正後>

(前略)

4 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店(「保管銀行」)

(Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited, London Branch)

(1) 資本金の額

三井住友信託銀行株式会社の資本金の額は、2019年3月末日現在、3,420億円

(2) 事業の内容

三井住友信託銀行株式会社は1925年に設立され、銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいる。また、英国において保管業務を行うために英国の当局認可を受けている。

(後略)

2 関係業務の概要

<訂正前>

(前略)

- 4 スミトモ・ミツイ・トラスト(ユーカー)リミテッド(「保管銀行」)
(Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited)

(後略)

<訂正後>

(前略)

- 4 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店(「保管銀行」)
(Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited, London Branch)

(後略)

別紙

定義

<訂正前>

(前略)

「保管銀行」 スミトモ・ミツイ・トラスト(ユーカー)リミテッド、または受託会社が基本信託証書の条項に従い随時保管銀行として任命するその他の者、またはファンドに関して受託会社が基本信託証書の条項に従い随時保管銀行または主要ブローカーとして任命し、関連する補遺目論見書に定める者をいう。

(後略)

<訂正後>

(前略)

「保管銀行」 三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店、または受託会社が基本信託証書の条項に従い随時保管銀行として任命するその他の者、またはファンドに関して受託会社が基本信託証書の条項に従い随時保管銀行または主要ブローカーとして任命し、関連する補遺目論見書に定める者をいう。

(後略)